

職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間の状況

1週間の勤務時間	38時間45分
1日の勤務時間	7時間45分(午前8時45分～午後5時30分)
休憩時間	1時間(正午～午後1時)

(注) 保育所や出先公共施設等で勤務する職員で、特別な形態での勤務が必要な場合は、上記以外の特別な定めにより勤務時間を決定しています。

(2) 職員の休暇の状況

① 年次有給休暇

職員の年次有給休暇は、一の年につき20日付与され、翌年に20日を限度として繰り越しができます。(一の年につき最高40日付与)

【年次有給休暇の取得状況(令和7年分)】

付与日数	総使用日数	対象職員数	平均使用日数	取得率
6,797日	1,985日	174人	11.4日	29.2%

② 病気休暇・特別休暇・介護休暇・組合休暇(令和8年4月1日現在)

休暇の種類		休暇の内容と日数
有給	病気休暇	負傷又は疾病により、勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間
	公民権行使休暇	選挙権その他公民としての権利を行使する場合に、必要と認められる期間
	官公署出頭休暇	証人、鑑定人、参考人等として、官公署へ出頭する場合に、必要と認められる期間
	骨髄移植休暇	骨髄移植のためのドナー登録をする場合、親族以外の者に骨髄液を提供する場合に、必要と認められる期間
	ボランティア休暇	一定の要件を満たすボランティア活動を行う場合に、一の年において5日以内
	結婚休暇	職員が結婚することに伴い必要と認められる行事等のため、勤務しないことが相当であると認められる場合に、連続する5日以内の期間
	出生サポート休暇	職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日以内(当該通院等が体外受精その他の町長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日)
	妊娠出産後通院休暇	妊娠中の職員及び出産後1年以内の職員が母子保健法に規定する保健指導又は健康審査を受ける場合に、妊娠満24週から妊娠満35週までは2週間に1日、妊娠満36週から出産までは1週間に1日、出産後1年までは1日を付与
	産前休暇	出産予定日の前日から起算し、6週間前の日から出産の日までの期間内で、必要とする期間
	産後休暇	出産日の翌日から8週間を経過するまでの期間
	育児休暇	一歳未満の子を有する職員がその子の育児を行う場合に、1日2回各60分以内
	生理休暇	生理により勤務することが著しく困難である場合に、1回につき連続する3日以内の期間
	配偶者出産休暇	職員が配偶者の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合に、2日以内
	特別休暇	
	育児参加休暇	職員の配偶者が出産する場合で、出産予定日の6週間前の日から出産の日後8週間を経過するまでの期間で、出産に係る子又は小学校就学前までの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合に、当該期間内において5日以内
	子の看護等休暇	9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する職員が、その子の看護等のため勤務しないことが相当であると認められる場合に、一の年において5日以内(その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合は、10日以内)
	介護短期休暇	職員の配偶者、父母、子、配偶者の父母等が、負傷、疾病又は老齢により、日常生活を営むのに支障があり介護等の世話を要するため、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合に、5日以内(要介護者が2人以上の場合は、10日以内)
	忌引休暇	職員の親族が死亡し、葬儀などの行事を行うため勤務しないことが相当と認められる場合に、7日の範囲内で死亡者との続柄に応じて日数を付与
	法要祭日休暇	職員の父母、配偶者及び子の追悼のための特別な行事のため勤務しないことが相当であると認められる場合に、1日以内
	夏季休暇	夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を目的とし、6月から10月までの期間内で、3日以内
	住居滅失休暇	災害により職員の現住居が滅失又は損壊した場合に、住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められる場合に、7日以内
	災害事故休暇	災害又は交通機関の事故等により、出勤することが著しく困難である場合に、必要と認められる期間
	災害時退勤休暇	災害時において、職員が退勤途上での身体の危険を回避するため、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に、必要と認められる期間

無給	介護休暇	職員の配偶者、父母、子、配偶者の父母等が、負傷、疾病又は老齢により、日常生活を営むのに支障があり介護を要するため、勤務しないことが相当であると認められる場合に、3回以内かつ6か月以内の期間において必要と認められる期間。
	介護時間	連続する3か年以内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる期間
	組合休暇	職員団体の業務又は活動に従事する場合に、一つの年において30日以内
	育児休業	3歳に満たない子を養育するため、3歳に達するまでの期間